

2014年の重要立法を振り返る(上)

1. 2014年を振り返って

2014年は、行政の簡易化、地方・下部組織への権限委譲を方針とする法令の公布が相次ぎました。特に2013年末の「会社法」改正の影響で、2014年は各種の関連法律・法規が廃止・修正されている点には注意が必要です。また、2013年に成立した中国(上海)自由貿易試験区については続々と細則が公布・施行されており、同区で行われた規制緩和が全国に拡大する動きも2014年は多くみられました。本稿では、2014年に中国で公布又は施行された主な法令からいくつかを分野毎にピックアップし、2014年の立法を振り返りつつ2015年以降の中国の立法の方向性を探ってみたいと思います。

2. 工商登記制度改革

2013年3月14日、全国人民代表大会(「全人代」)は企業への過干渉の排除や行政の簡素化を主軸とする「国務院機構改革及び職能転換方案の決定」を公布し、その職能転換方案の一つとして工商登記制度改革を打ち出していました。同決定の中で宣言された払込実額登記制度から払込引受額登記制度への転換に应ずる形で、同年12月28日に改正「会社法」が公布されたことは記憶に新しいところです。2014年は、2013年に全人代が宣言したこの工商登記制度改革を実施するための法令が続々と公布・施行され、政府による後見的な干渉を減らし、企業の自主管理と情報開示による公衆からの監視を中心とする一連の新たな制度が形成されました。以下、企業の利便性と効率の向上のための(1)工商登記条件の簡素化と、(2)企業情報開示制度の導入について、工商登記制度改革に関連する一連の新法規をみていきたいと思います。

(1) 工商登記条件の簡素化

- ① 「登録資本登記制度改革方案の印刷・発行に関する国務院の通知」(国発[2014]7号、2014年2月7日公布、同日施行)
- ② 「一部の行政法規の廃止及び修正に関する国務院の決定(2014)」(国務院令第648号、2014年2月19日公布、同年3月1日施行)
- ③ 「外資審査管理業務の改善に関する商務部の通知」(2014年6月17日公布、施行)

企業の利便性と効率性を図るために制定された①「登録資本登記制度改革方案の印刷・発行に関する国務院の通知」は、(i)払込引受額登記制度を導入し、(ii)最低登録資本条件を廃止し、(iii)会社登記時の出資払込検査を廃止する等の改正「会社法」に従った規定を設け(第2条第1項)¹、①の公布直後に公布された②「一部の行政法規の廃止及び修正に関する国務院の決定(2014)」も、同様の趣旨で関連法規の廃止及び一部修正を図っています。これにより外商投資企業についても上記(i)～(iii)が実施されることが明らかになりました。このことは、③「外資審査管理業務の改善に関する商務部の通知」でも明らかにされていますが、③では出資払込検査は原則不要とする一方(第1条第3項)、外商投資統計制度に基づく統計の必要上、これまで出資者に対して発行すれば足りていた出資証明書(払込資本金額等を記載)を、商務部門に対してもその副本の提出を要するとしている点(第2条第9項)には留意を要します。また、改正「会社法」及び上記①～③の規定においては出資払込検査が原則不要とされているものの、外貨管理局の出資確認登記の手続には特段の改正等は現在のところ行われていないことから、外商投資企業の外資資本金には依然として外貨管理局での出資確認登記を要すると考えられます²。

④ 「一連の行政審査認可項目等の事項の取消及び調整

本ニューズレターの執筆者



なかしま
中島 あずさ
北京事務所
首席代表
弁護士



のむら たかし
野村 高志
上海事務所
代表
弁護士



ろくかわ みさと
六川 美里
アソシエイト
弁護士

本稿は、みずほ銀行発行の Mizuho China Monthly(2014年12月号)掲載原稿に一部加筆したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

に関する国務院の決定」(国発[2014]27号、2014年7月22日公布、同日施行)

上記①～③と同様に企業の利便性と効率性を図るため、国務院は④「一連の行政審査認可項目等の事項の取消及び調整に関する国務院の決定」を公布・施行し、従来登記の前置審査認可事項であった合計31項目を後置審査認可事項に変更しました。従前、会社設立に先だって取得することが必要とされていた業法上必要な許認可等を「後置審査」すなわち会社設立後の申請とすることにより、早期に会社を立ち上げて人材の募集等の営業開始(又は許認可申請)に必要な準備行為を行うことができるようになるといったメリットがあります。外商投資企業に関しては、中外合資企業又は合作経営企業が経営する文化、旅行関連産業の設立や、外商投資広告企業の支店等設立の審査認可がその対象となります(同決定付属文書3、第12項、第13項、第19項、第24項、第30項)。

- ⑤ 「会社登録資本登記管理規定(2014)」(国家工商行政管理総局令第64号、2014年2月20日公布、同年3月1日施行)
- ⑥ 「『中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細則』³、『外商投資パートナーシップ登記管理規定』、『個人独資企業登記管理弁法』、『個人商事登記管理弁法』等の規定を改正することに関する国家工商行政管理総局の決定」(国家工商行政管理総局令第63号、2014年2月20日公布、同年3月1日施行)

改正「会社法」が登録資本に関する登記事項を変更したことを受け、登記機関である工商行政管理総局も⑤「会社登録資本登記管理規定(2014)」により、改正「会社法」の修正内容を登記制度に反映しました。具体的には、(i)改正「会社法」の払込引受額登記制度の具体化や、初回出資割合、出資払込期限、非貨幣財産による出資割合制限及び出資払込検査等の廃止に加え(第2条～第5条)、(ii)出資持分による出資及びデッドエクイティスワップについては、既存の法令(「持分出資登記管理弁法」及び「会社債権持分転換登記管理弁法」)を廃止したうえ、改正「会社法」に合わせて調整した内容を本管理規定に組み込んでいます(第6条、第7条)。

また、⑥「『中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細

則』、『外商投資合併パートナー登記管理規定』、『個人独資企業登記管理弁法』、『個人工商事業者登記管理弁法』等の規定を改正することに関する国家工商行政管理総局の決定」も、各類型の会社の最低登録資本金の制限の取消、経営場所登記手続の簡易化等を盛り込んだほか、後述の出資払込検査に代わる企業信用情報開示制度の新設や営業許可証の電子化に係る規定の調整をしています(第1条)。

(2) 企業情報開示制度の導入

- ① 「企業情報公示暫定条例」(国務院令第648号、2014年8月7日公布、同年10月1日施行)
- ② 「企業経営異常名簿管理暫定弁法」(国家工商行政管理総局令第68号、2014年8月19日公布、同年10月1日施行)
- ③ 「工商行政管理行政処罰情報公示暫定規定」(国家工商行政管理総局令第71号、2014年8月19日公布、同年10月1日施行)
- ④ 「企業公示情報抜取検査暫定弁法」(国家工商行政管理総局令第67号、2014年8月19日公布、同年10月1日施行)
- ⑤ 「『企業情報公示暫定条例』を徹底的に実施することに関する問題に係る国家工商行政管理総局の通知」(工商外企字[2014]166号、2014年9月2日公布、同日施行)

前記(1)①「登録資本登記制度改革方案の印刷・発行に関する国務院の通知」は、企業年度検査を廃止した一方、新たに企業信用情報公示システムを用いた年度報告の規定を設けています。この制度は、各企業に対して、毎年定められた期間内に出資者の出資引受状況などの情報を企業信用情報公示システムを通じて工商行政管理機関に報告させ(年度報告)、かつ、その内容を個人や団体を問わずいかなる者も照会可能とするもので、虚偽情報を公示する等その経営状態に異常が見られる会社については、その名称を「経営異常名簿」に記載し、3年以内には是正されない場合には、さらに「嚴重違法企業名簿」(いわゆるブラックリスト)に記載して公表するとされ(第2条第2項、第3条)、企業の自主報告と情報の透明化、公衆による監視を中心とする管理方式に転換されています。加えて、本通知は今まで紙ベースで発行していた営業許可証の電子化、及び登記の申請から発行までの全プロセスの電

子化を推進しており、その手続及び管理の利便化を図っています(第2条第4項)。

上記通知による決定を受け、①「企業情報公示暫定条例」(以下「暫定条例」)は、企業情報公示システムを通じた情報開示の範囲、方法や「経営異常名簿」、「嚴重違法企業名簿」の対象範囲や取扱等を具体化しています。なお、経営異常名簿への登録に関しては②「企業経営異常名簿管理暫定弁法」、工商行政管理局による行政処罰の公示(「暫定条例」第6条)に関しては③「工商行政管理行政処罰情報公示暫定規定」も、公布・施行されています。

また、前記①の国务院の暫定条例は、企業信用情報公示システム上に企業の年度報告内容を開示するだけでなく、任意に抽出した一部の企業に対して書面審査、現場検査等を行うとしているところ、これを実施するための④「企業公示情報抜取検査暫定弁法」や、②～④を含めた情報開示制度のスムーズな実施を目的とした手続規範である⑤「『企業情報公示暫定条例』を徹底的に実施することに関する問題に係る国家工商行政管理総局の通知」も公布・施行されています。

3. 外商投資関連

「外商投資プロジェクト審査認可届出管理弁法」(国家発展改革委員会令第12号、2014年5月17日公布、同年6月17日施行)

国家発展改革委員会による外商投資プロジェクト審査については、2013年12月2日に国务院が公布した「政府審査認可投資プロジェクト目録(2013年版)」⁴が外商投資プロジェクトについても認可制と届出制を併用したこと等を受け、国家発展改革委員会もこれに応じて「外商投資プロジェクト審査認可届出管理弁法」を制定し、外商投資プロジェクト審査に対する手続上の制約を大幅に緩和しました。

本弁法の公布による最大の変化は、外商投資プロジェクトの管理方法に対する改革で、(i)従前は全面的に認可を必要としていた管理方式を、認可制と届出制を併用する方式に変更し、「外商投資産業指導目録(2011年改定)」に中国側による支配(相対的支配も含む。)の要求がある奨励類及び制限類のプロジェクト⁵及び「政府審査認可投資プロジェクト目録(2014年版)」が特別な認可を要求する一部のプロジェクトを除いては、届出で足りることとなりました(第3条～第5条)。また、(ii)その管理機関については、外商投資プロジェクトの届

出は全て地方政府投資主管部門(地方発展改革委員会)が担当することになり、多くの外商投資プロジェクトについて、実施地毎の管理が実現しました(第5条、第18条～第20条)。さらに、(iii)プロジェクトの審査においても、プロジェクト申請報告書の内容が簡易化され、銀行の融資意向書の提出も不要となり、市場の見通し、経済効果及び製品技術等の事項については企業のビジネス判断を尊重し、外商投資の利便性を高めようとしていることが窺えます(第8条)。一方、従来は要求されなかった「エネルギー審査機関が発行した省エネ審査意見書」をプロジェクト申請報告書に添付するよう求めるなど(第10条第6号)、環境、資源の利用、経済や社会に与える影響への審査は重視していることが窺えます。

なお、本弁法における注意点は特に以下の2点です。まず、(i)本弁法が定めるのは原則的一般的な規定であり、実際の届出手続については管轄の地方政府主管部門が特別な規定を設けている場合がありますので、それに従う必要があります。また、(ii)本弁法は外商投資について大幅な規制緩和を実施する一方で、各級の発展改革部門に対して、同級の業界管理、都市農村計画、国土資源、環境保護等の部門と協同して、外商投資プロジェクトに対する監督管理を強化することを要求しています。手続が簡易化されたとはいえ、必要な手続は確実に履践する必要があります。

4. 外貨管理関連

(1) 外貨資本金の元転に係る規制緩和

「一部の地域で外商投資企業の外貨資本金元転管理方式の改革試行を展開することに係る問題に関する国家外貨管理局の通知」(匯発[2014]36号、2014年7月15日公布、同年8月4日施行)

外商投資企業の外貨資本金の元転については従来から、実需ベースでの個別の払い出し毎の元転や投資資金への利用制限等の制限が行われてきましたが、2014年は、外商投資企業の外貨資本金利用の利便性を高めるべく、2月に中国(上海)自由貿易試験区で外貨資本金の元転に一定の規制緩和が図られたのに続き⁶、「一部の地域で外商投資企業の外貨資本金元転管理方式の改革試行を展開することに係る問題に関する国家外貨管理局の通知」が公布・施行され、天津濱海地区等の16の試行地域においても規制緩和が実行さ

れました。

具体的には、本通知の施行により、(i) 試行地域内の外商投資企業は、外貨資本金口座の開設銀行で「人民元転支払待ち口座」を開設したうえで、外貨資本金を、資金用途の証明資料の提出や元転金額の制限なくいったん元転して同口座に入れておき、以後支払が必要な際に同口座から人民元を払い出していく方法(「意欲結匯」)を採用することができるようになりました⁷(支払いの都度元転することによる為替リスクの発生を避けられるメリットがあります)。

もっとも、本通知のもとでも「人民元転支払待ち口座」から支払のために払い出す際には、従来どおり前回支払い時の支払証明等の審査を受けるほか(第 5 条第 2 項)、元転後の人民元の用途にも経営範囲外の支出に用いてはならないといった制限が依然として存在するため、本通知による規制緩和の試みも抜本的なものというわけではありません。しかし、(a) 投資を主要業務としない一般の外商投資企業について、外貨資本金口座内の資金を元転して国内再投資をすることが解禁されている点は注目されます。(b) 一方、投資を主要業務とする外商投資性企業については、投資のための払い出しでない限り「意欲結匯」の方法を採用することができませんが(第 4 条)、投資先企業による外貨管理局での基本情報の登記や、再投資専用口座を開設せずとも、元転した人民元を投資先企業の口座に直接入金することができるとされています(第 1 条、第 4 条)。

(2) 迂回投資制度の改正

「国内居住者による特殊目的会社を通じた国外投融資及び迂回投資に係る外貨管理に関する問題についての国家外貨管理局の通知」(匯発[2014]37 号、2014 年 7 月 4 日公布、同日施行)

中国企業・個人が海外に設立した特殊目的会社(以下「SPC」)を通じて中国国内に投資を行う、いわゆる「迂回投資」については、これまで 2005 年 11 月 1 日施行の「国内居住者による特殊目的会社を通じた融資及び迂回投資に係る外貨管理に関する問題についての国家外貨管理局の通知」(匯発[2005]75 号)(以下「75 号通知」)が、これに必要な国外投資外貨登記等について定めてきました。「国内居住者による特殊目的会社を通じた国外投融資及び迂回投資に係る外貨管理に関する問題についての国家外貨管理局の通知」は、この 75

号通知を廃止し、国内市場と海外市場における資本の利用、投融資活動の効率を高めるべく、迂回投資に対する外貨管理局の管理範囲を合理化する方向で制度変更を図っています。

本通知は、(i) SPC の定義について、設立目的を資金調達目的に限らず投資目的を含むとしたほか、国内資産・権益に限らず、国外資産・権益をもって設立する場合も含むとすることで拡大し、もって外貨管理局において国外投資外貨登記を要する SPC の範囲を拡大する一方、(ii) 従来は中国居住者が「直接」に設立又は支配する SPC(いわば「第一層目」の SPC)のみならず、SPC が国外に直接又は間接に投資する二層目以降の全ての会社についても必要とされていた登記範囲を、第一層目の SPC に限定し、かつ、従来は、SPC の純資産等に変更が生じた場合も含めて必要とされていた変更登記事由を、出資者、名称若しくは経営期間等の基本情報に変更があった場合又は国内居住者自身の増減資、出資持分譲渡、株式交換、合併若しくは分割等の重要な事項に変更があった場合に限定するなど登記範囲が合理化されたほか、(iii) 国外投資の外貨登記にあたり従来必要であった SPC を通じて取得した資金の用途等を記す「国外融資商業計画書」の提出も不要(第 3 条参照)となったことなどにより、迂回投資に係る登記上の利便性は格段に向上しました。また、(iv) 従来の「国内居住者が海外の SPC を通じて取得した利潤、配当及び資本変動外貨収入は取得した日から 180 日以内に国内に戻さなければならない」という制限が廃止され、これらの資金を国外に留保して使用することができるようになっているほか(第 8 条)、国内居住者が直接・間接に支配する国内企業が SPC に融資等を行うことができること(第 10 条)など、国内・海外の資金が従来よりも効率的に利用できるようになっていきます。また、従来は海外の上場企業についてしか登記手段がなかった国内従業員へのストックオプションプランについて、非上場会社たる SPC によるそれにも外貨登記の途を開いた点(第 6 条)も注目されています。

(3) クロスボーダー担保管理の規制緩和

『「クロスボーダー担保外貨管理規定」を公布することに関する国家外貨管理局の通知」(匯発[2014]29 号、2014 年 5 月 19 日公布、同年 6 月 1 日施行)

従前から、中国でも「対外担保」や「国外保証付人民元国内借入」といった形でクロスボーダー担保は存在していました

が、担保提供者となり得る者に資格条件が設けられたり、手続に外貨管理局の審査認可を要したりといった制約が存在したため企業にとって必ずしも利用しやすい制度とはいえず、また政府にとっても、管理コストの重い手続となっていました。中国企業の海外進出に伴い、中国国内企業が中国国外の関連会社のために保証提供するというニーズにも充分応えられないという問題が指摘されていました。

『クロスボーダー担保外貨管理規定』を公布することに関する国家外貨管理局の通知、「クロスボーダー担保外貨管理規定」(以下「本規定」)及び「クロスボーダー担保外貨管理操作マニュアル」(以下「マニュアル」)は、クロスボーダー担保における①内保外貸⁸、②外保内貸⁹、及び③これら以外のスキームに分類したうえで①及び②について明確に規律する一方で、担保の履行後に中国国内の主体が中国国外の主体に対して負債又は債権を負うケースを管理対象とする方式に切り替えることで、クロスボーダー担保の管理対象を大幅に削減しています。また、外貨管理局による銀行への残高管理や担保提供時の事前審査も廃止する¹⁰等規制緩和を実施しています。

本規定の施行により、①内保外貸については、保証人と被保証人資格要件や、対外担保の差し入れ毎に必要であった事前審査・認可等が廃止されました。特に資格要件の廃止により、今後は潤沢な資金を有する中国現地法人が自ら担保を提供して海外他企業のビジネスを支援するといったスキームを採ることも可能となります。ただし、担保契約締結時(締結後15営業日以内)、契約の主要条項に変更が生じた場合及び担保提供者についてその責任期限が到来し、又は担保を履行した場合には、それぞれ登記が必要となる点には留意を要します。また、②外保内貸については、(i)外保内貸により形成した対外負債は、その前年度末の監査を経た純資産額を超過してはならない¹¹(もっとも、外資企業については、純資産額を超過した場合でも、超過部分の金額は当該企業が負担可能な外債枠(いわゆる「投注差」)からの消化により対応可能)とされています(マニュアル第2部分第3条)。加えて、(ii)債務者は保証履行で発生した債務について対外債権登記の義務を行うところ(「本規定」第15条)、その債務の返済前に新たに「外保内貸」契約を締結できず、担保契約にかかる資金を引き出すことが制限されますので(「本規定」第19条)、その利用には計画性が不可欠となります。

(4) 外貨資金集中運営管理業務の全国展開

『『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)』を印刷発行することに関する国家外貨管理局の通知』(匯発[2014]23号、2014年4月18日公布、同年6月1日施行)

外貨管理局は2012年末に一部の多国籍企業について外貨資金集中運営管理の試行を開始し、2014年2月には中国(上海)自由貿易試験区においても同様の試みを実施していましたが¹²、企業、銀行、政府各方面からの反響が大きかったため、『『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)』を印刷発行することに関する国家外貨管理局の通知』を公布し、全国的な実施を開始しました。これにより、直近3年間で重大な外貨関連法規違反のないこと、貿易外貨受取・支払企業リスト内の企業であれば貨物貿易分類結果がA類であること、前年度の外貨受取・支払規模が外貨資金集中運営管理に参加する国内メンバー企業の合計が1億米ドルを超えること等の条件(第7条)を充足する多国籍企業(又は単一企業集団)にその対象範囲が拡大されました。

上記条件を満たした多国籍企業は、(i)国内外貨資金主口座、国際外貨資金主口座のいずれか一つを選択して、又はこれらを同時に開設して、国内外のメンバー企業の外貨資金を集中管理することや、経常項目の外貨資金の集中受取・支払、ネットイン決済等の業務を行うことができるようになります(第2条、第3条、第5条)。また、(ii)国際外貨資金主口座と国外の口座間及び国内外貨資金主口座と国際外貨資金主口座間では相互の自由な振替が可能となるため、多国籍企業グループ内部の資金の剰余部分と不足部分を調整することが可能となります(第3条第2項、第16条第1号第3、同条第2号第3)。ただし、国際外貨資金主口座と国外の口座間の外債資金の振替については、限度額はないものの、外債契約締結後15営業日以内、かつ、初回の外債資金の入金前に外債登記手続を行わなければなりません(第19条)。また、国内・国外外貨資金主口座間の振替には限度額があり、(a)純流入額は、国内各メンバー企業が有する使用可能外債額の合計¹³を超えてはならず¹⁴、(b)純流出額は、国内メンバー企業が集中した対外貸付限度額を超えてはならず、かつ、対外貸付限度額は原則として国内メンバー企業の所有者權益の50%を超えてはならないとされている点には留意が必要です(第4条、第20条)¹⁵。さらに、(iii)国内外貨資金主口座の直接投資項目下の外貨資金、外債は「意図結匯」方式(本稿

4(1)参照)により元転することができ、元転した人民元資金は
 主宰企業が対応して開設した資本項目－元転後決済待ち口
 座に振り替えられ、真実性の審査を経た後で各メンバー企業
 の経営範囲内において必要な支払に直接用いることができる
 のとされています(第 22 条)。他方で、(iv)経常項目取引の
 審査の面においては、税務届出表の提出が必要となるサー
 ビス貿易等の項目に係る対外支払及び資金の性質が不明確
 で関連書類の提出が必要となる場合を除き、経常項目の受
 取・支払、元転・外貨転手続等に係る銀行によるエビデンス審
 査は、「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「審査の職責を
 尽くす」等の原則に照らした手続で足りるようになりました(第
 21 条)。ただし、リスク管理のための外貨管理局による多国籍
 企業の外貨収支情報、集中受取・支払又はネットティング金額
 等の申告データ等に対する監督・管理はなお厳しいため、本
 通知の規定する業務を行う企業は、申請時での提出は不要と
 なったものの、当該業務の関連証憑等について 5 年間は保
 存・管理し、検査に備える必要があります(第 21 条第 2 項、第
 22 条第 2 項、第 24 条、第 25 条)。

次号では、「独占禁止法」、「労務」、「環境法」、「中国(上海)
 自由貿易試験区」関連の 2014 年の重要立法をご紹介します。

- 6 「中国(上海)自由貿易試験区の建設を支持する外貨管理実施細
 則の印刷・公布に関する通達」(上海匯發[2014]26 号)
- 7 外商投資企業が外貨資金を元転することができる割合は「暫定
 的に」100%とされているため(第 1 条)、今後より低く調整される余
 地は残されています。
- 8 担保提供者の登記住所は国内、債権者と債務者の登記住所は国
 外のスキーム
- 9 担保提供者の登記住所は国外、債権者と債務者の登記住所は国
 内のスキーム
- 10 ただし、内保外貸について、非担保債務が賠償金額の上限が不明
 確なプロジェクトの竣工責任義務のように担保責任の上限が合理
 的に予測できない場合には、担保契約締結後に外債登記を行わ
 ないことも可能ですが、その担保の履行時には外貨管理局の審査
 を要します(マニュアル第 1 部第 8 条第 4 項)。
- 11 超過部分が外債枠をもっても不足する部分については無断対外
 借入れとして、外貨管理条例第 43 条に従い、警告、違法金額の
 30%以下の過料に処せられるおそれがあります。
- 12 「中国(上海)自由貿易試験区の建設を支持する外貨管理実施細
 則」、「試験区における多国籍会社本部による外貨資金集中運
 営管理試行運営規程」
- 13 具体的には、国内各メンバー企業の集中可能な外債枠の合計＝
 国内各メンバー企業の集中可能な外債枠の合計－中長期外債発
 生額－短期外債残高－一部集中に参加する国内メンバー企業が
 留保している外債限度額となります(第 17 条)。
- 14 そのため、各メンバー企業は外債限度額の集中を申請した日か
 ら、自社の外債枠のうち集中させた部分に関しては使用が禁止さ
 れるので注意が必要です(第 17 条、第 18 条)。
- 15 50%を超過する場合は、外貨管理局に対して申請し、その決定に
 従って手続をすることができます。

- 1 このほか、本通知は、登記条件の簡素化の一環として、住所(経営
 場所)の登記手続については、各地方政府が認める適法な使用証
 明書の提出をもって登記が可能とする一方で、登録住所と実際の
 経営場所が不一致の場合の管理を強化することなども定めていま
 す(第 2 条第 3 項、第 3 条第 7 項)。
- 2 「資本項目直接投資外貨業務操作規程」第 1.5、「資本項目外貨業
 務操作ガイドライン(2013 年版)」第 2.7、第 2.8、第 8.2 等
- 3 『中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細則』、『外商投資
 パートナーシップ登記管理規定』、『個人独資企業登記管理弁
 法』、『個人商事登記管理弁法』等の規定を改正することに関する
 国家工商行政管理総局の決定を受けた「中華人民共和国企業法
 人登記管理条例施行細則(2014 年修正)」も同日に公布・施行され
 ています。
- 4 2014 年 10 月 31 日からは「政府審査認可投資プロジェクト目録
 (2014 年版)」が適用されています。
- 5 具体的には、①奨励類で投資総額 3 億米ドル以上の場合には国
 家発展改革委員会、3 億米ドル未満の場合には地方政府が審査
 認可の主体となり、②制限類(不動産プロジェクトを除く)で投資総
 額が 5 千万米ドル以上の場合には国家発展改革委員会、不動産
 プロジェクト及び 5 千万米ドル未満の場合には地方政府が審査認
 可の主体となります(第 4 条)。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスグループ
 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32
 アーク森ビル
 Tel: 03-5562-9260 Fax: 03-5561-9711
 E-mail: eapg@jurists.co.jp
 URL: <http://www.jurists.co.jp>

北京事務所
 〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
 華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
 Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
 E-mail: info@juristoverseas.cn

上海事務所
 〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
 越洋広場 38 階
 Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
 E-mail: info_shanghai@juristoverseas.com